

発行日決済取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、発行日決済取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 発行日決済取引は、お客様に一定の保証金(委託保証金)を当社に担保として差し入れていただき、上場会社の株主割当増資(優先出資者割当及び受益者割当を含みます)又は公募増資が行われる場合に発行される新株券等(※)について、未発行の段階で行う売買取引です。
- 発行日決済取引は、未発行の新株券等を売買するという点に特徴があり、新株券等が実際に発行されるまで取引され、決済は売買の約定日にかかわらず発行日決済取引の取引期間の最終日から起算して4日目の日に一括して行われます。
- 発行日決済取引は、新株予約権を付与された株主及び公募増資に応募したお客様に早期に売買取引の機会を提供するための制度ですが、それ以外のお客様も新株券等の売買取引を行う事が可能です。

(※)対象となる有価証券には、内国株券、優先出資証券、投資信託受益証券(ETFを除く)、投資証券、新株引受権証書及び優先出資引受権証書があります。

手数料など諸費用について

- 発行日決済取引を行うにあたっては、別紙「発行日決済取引概要」に記載の売買手数料をいただきます。
- 発行日決済取引には、信用取引の金利、品貸料、貸株料及び信用管理費にあたる諸費用はございません。

委託保証金について

- 発行日決済取引を行うにあたっては、別紙1「発行日決済取引概要」に記載の委託保証金(有価証券により代用することが可能です。)を担保として差し入れていただきます。
- 委託保証金は、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上が必要です。また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙2「代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。
- 発行日決済取引の委託証拠金は、信用取引の委託保証金とは別々に計算いたします。

発行日決済取引のリスクについて

- 発行日決済取引を行うにあたっては、株式相場、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券等の裏付けとなっている株式、債券、不動産、商品等(以下「裏付け資産」(※1)といいます。)の価格や評価額の変動に伴い、発行日決

済取引の対象となっている新株券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。

- 発行日決済取引の対象となっている新株券等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、発行日決済取引の対象となっている株券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 発行日決済取引により売買した新株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の20%未満となった場合には、不足額を所定の期日までに当社に差し入れていただく必要があります。
- 所定の期日までに不足額を差し入れない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉（発行日決済取引のうち対当売買が終了していないもの）の一部又は全部を決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。
- 発行日決済取引による売買取引の状況に異常がある場合またはそのおそれがあると金融商品取引所が認める場合には、委託保証金率の引上げ、委託保証金の有価証券による代用の制限または発行日決済取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。

このように発行日決済取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できる反面、価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。したがって、発行日決済取引を利用するときは、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。

発行日決済取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 発行日決済取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

発行日決済取引の仕組みについて

- 発行日決済取引ができる銘柄は、上場会社が株主割当増資又は公募増資により発行する新株券等のうち、上場申請が行われ、金融商品取引所の定める一定の基準に適合しているものに限られます。
なお、当社では、東京、大阪、名古屋及びジャスダックの各金融商品取引所に上場している新株券等を取扱い対象としています。

- 発行日決済取引の期間は、株主割当増資により発行される新株券等については、原則として、権利落ち日から新株券発行日の翌日まで売買取引が行われます。また、公募増資により発行される新株券等については、原則として、公募増資の申込期間が終了した日から起算して4日目の日以降で金融商品取引所が定めた日から新株券交付日の前日まで売買取引が行われます。
- 売買取引の方法は、普通取引と同様、金融商品取引所において行われます。また、売買単位や呼値の単位についても普通取引と同様になります。ただし、決済の方法については、普通取引と異なりますので注意が必要です。
- 発行日決済取引の決済は、売買成立日にかかわらず、売買取引期間の最終日から起算して4日目の日に一括して行われます。
 なお、発行日決済取引は、新株券等による決済に限られており、旧株券での決済は認められておりません。したがって、発行日決済取引で売付けした場合で新株券等がない場合には、当該売買取引最終日までに買戻ししなければなりません。
 また、同一銘柄について売付け株数と買付け株数が同数となっている部分は、売付け代金と買付け代金との差額（損益金）の授受による決済を行うことができます。
- 発行日決済取引において、決済前に価格の変動等により計算上の利益が生じた場合であっても、その利益をお引出し又は委託保証金に充当することはできません。
- 発行日決済取引の開始後に、万一、新株券等の発行が行われないこととなった場合又は発行条件が変更された場合には、金融商品取引所の規則にのっとり既に行われた売買契約の解消又は決済期日の変更などが行われることがあります。

(※) 裏付け資産が、投資信託、投資証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

発行日決済取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における発行日決済取引については、以下によります。

- 取引所金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 新株券等の売買の媒介、取次ぎ又は代理
- 発行日決済取引に係る委託保証金又は代用有価証券の管理

金融商品取引契約に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 発行日決済取引に係る上場株式等の譲渡による利益は、原則として、株式等の譲渡所得等となります。なお、損失が生じた場合には、他の株式等の譲渡所得等との損益通算が可能となります。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 発行日決済取引に係る上場株式等の譲渡による利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において発行日決済取引を行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、あらかじめ「発行日決済取引の委託についての約諾書」に必要事項を記入のうえ、捺印して当社に差し入れ、発行日決済取引口座を開設していただく必要があります。発行日決済取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書については十分お読みいただき、その写しを保管してください。
- ・ 発行日決済取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に感じられないこともあります。
- ・ 発行日決済取引で注文なされる際は、必ず「発行日決済取引で」と明示してください。
- ・ 注文された発行日決済取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。
- ・ 万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社の監査部（03-5614-9981）へ直接ご連絡下さい。

当社の概要

商 号 等	ヤマゲン証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 48 号
本店所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 9 番 2 号
加入協会	日本証券業協会
当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指 定紛争解決機関	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先 フリーダイヤル 0120-64-5005 (月～金 9:00～17:00 祝日等を除く)
特定第一種金融商品取引業務以外の 苦情処理措置及び 紛争解決措置	第二種金融商品取引業に係る認定投資者保護団体である特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」が実施する苦情処理 手続及び紛争解決手続を利用する措置
資 本 金	21 億 5,913 万円（平成 28 年 8 月 15 日現在）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和 23 年 3 月
連 絡 先	03-5614-9988(代表) 又はお取引店 03-5614-9977 にご連絡 ください

発行日決済取引概要

(消費税込)

口座開設基準	当該顧客に株式又は上場証券投資信託の投資経験があり、発行日決済取引の仕組みを十分に理解していること。 最低保証金 30万円が必要です(当社最低基準保証金)。		
売買手数料	100万円以下の場合	1.24200%	
	100万円超 300万円以下の場合	0.86400%	+ 3,780円
	300万円超 500万円以下の場合	0.78300%	+ 6,210円
	500万円超 1,000万円以下の場合	0.67176%	+ 11,772円
	1,000万円超 3,000万円以下の場合	0.54000%	+ 30,240円
	3,000万円超 5,000万円以下の場合	0.24840%	+ 135,000円
	5,000万円超の場合	0.42660%	+ 47,520円
	ただし、約定代金の1.242%に相当する額が2,700円に満たない場合の手数料は2,700円とする。約定代金が25,000円以下の場合、手数料は約定代金の10.8%とする。		
委託保証金	必要保証金率	30%	ただし、最低保証金 30万円(法定)
最低保証金維持率	20%		

代用有価証券の種類、代用価格等

委託保証金は、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上が必要です。また、有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、前日時価にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。

国債	95%以下
政府保証債	90% //
地方債・社債	85% //
金融債	85% //
上場新株予約権付社債	80% //
上場株券	80% //
公社債投信	85% //
追加型株式投信	80% //
単位型株式投信	80% //(クローズド期間終了後のもの)
上場投資信託・上場投資証券	80% //(ETF、不動産投信など)

委託保証金率及び代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、金融商品取引所により変更されること又は当社の判断により変更することがありますので、ご注意ください。

なお、当社の判断により代用有価証券の掛目の変更又は除外（以下「掛目の変更等」といいます。）を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容をご通知し、変更後の掛目（又は除外）の適用日につきましては、通知した日から起算して5営業日目の日といたします。ただし、下記④の事象の場合において、当社が必要と認めるときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。

（当社「信用取引及び発行日決済取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等に関する規程」第6条参照）

- ①継続企業の前提に関する重要な疑義について財務諸表上に一定期間以上掲載されている場合
- ②金融証品取引所が管理ポストに割当てを行うことを発表し、割当て理由が次の項目に該当する場合
 - ・ 債務超過
 - ・ 虚偽記載または不適正意見
 - ・ 銀行取引の停止

- 破産手続、再生手続、更生手続または整理
 - 営業活動の停止（停止となる営業の範囲、停止期間により規制を行わない場合があります。）
 - 公益または投資者保護のため
- ③整理ポスト該当銘柄のうち、割当ての理由が株式交換、株式移転等であり、かつ証券金融会社が代用評価を行わない場合
- ④ ①～③のほか、特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができないと当社が認めた場合

なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等の事例としては、例えば、次のようなケースが想定されます。

- 重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合
- 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
- 突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合
- 行政庁による法令等に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合
- その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合

以 上